

荒尾市 障がい者雇用奨励金制度について

(制度改正:令和2年3月31日)

1. 制度内容

市内に居住する障がい者の自立や雇用の安定を図るため、奨励金の対象となる労働者を雇用した本市に事業所を有する事業主に対し、雇用奨励金を交付します。

2. 支給対象事業主

この奨励金の支給対象事業主は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 荒尾市内に事業所を有する事業主
- (2) 国の「特定求職者雇用開発助成金」受給満了後又は「職場適応訓練」実施後、引き続き「3の対象労働者」を常用雇用している事業主

3. 対象労働者

市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づき登録されている次の者が対象となります。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者

4. 支給金額

次の表に基づき、奨励金を支給します。

対象労働者	支給金額
身体障がい者 (45歳未満) 知的障がい者 (45歳未満) 精神障がい者 (45歳未満)	月額賃金に2分の1を乗じて算出した額の1,000円未満を切り捨てた額で月額10,000円を限度
身体障がい者 (45歳以上) 知的障がい者 (45歳以上) 精神障がい者 (45歳以上) 重度身体障がい者 重度知的障がい者	月額賃金に2分の1を乗じて算出した額の1,000円未満を切り捨てた額で月額15,000円を限度

5. 支給対象期間

「特定求職者雇用開発助成金」受給期間満了後又は「職場適応訓練」実施後、引き続き常用労働者として雇用した日の属する月から2年間です。

※ 奨励金支給期間内に雇用しなくなった場合は、その属する月までの期間

6. 必要な書類

①障害者雇用奨励金雇用通知書（様式第1号）

②障害者雇用奨励金交付申請書（様式第2号）

※ 初回申請時には、「特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書」又は「職場適応訓練費の支給確認ができる書類」の写しを添付してください。

③給与明細書及び奨励金計算書（様式第3号）

※ 併せて、各月賃金の支払い状況等が確認できる書類（賃金台帳など）の写しを添付してください。

④補助金等交付請求書

※ ①・②・③の書類を荒尾市にて内容審査を行った後、適当と認めたときは奨励金交付決定通知書を送付いたします。請求書は、当該決定通知書と一緒に送付しますので、受理後14日以内に提出をお願いします。

7. お問い合わせ先

荒尾市役所 地域振興部 産業振興課

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

T e l : 63-1432

F a x : 63-1158